

事 務 連 絡
令和 5 年 1 0 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における献血への理解増進に向けた取組について（依頼）

近年、少子高齢化の影響等により若年層（10 代～30 代）の献血者数の減少が顕著となっております。将来にわたって安定的に血液を確保するために、献血可能年齢前の児童生徒も含め、若年層を対象とした献血の普及啓発が重要であり、令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に、小中学校現場での献血推進活動が盛り込まれたところです。

この度、厚生労働省より、令和 5 年 1 0 月 3 日付け事務連絡で学校における献血推進活動について依頼（別添参照）がありましたので、この趣旨を御理解いただき、現在、希望調査が行われている献血啓発資材の配布に御協力いただきますようお願いいたします。また、都道府県赤十字献血センターが行う出前講座や学校献血等を活用し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において、献血に触れあう機会を積極的に受け入れるなど、献血への理解増進に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

（献血推進活動について）

厚生労働省医薬局血液対策課献血推進係

電 話：03-5253-1111（内線 2908）

（本事務連絡について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

電 話：03-5253-4111（内線 2918）

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 3 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

学校における献血推進活動について（依頼）

献血の普及啓発につきましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、少子高齢化の影響等により若年層（10 代～30 代）の献血者数の減少が顕著となっております。将来にわたって安定的に血液を確保するために、若年層を対象とした献血の普及啓発が重要であり、令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に、小中学校現場での献血推進活動が盛り込まれたところです。

学校における献血推進活動の促進のため、厚生労働省及び日本赤十字社は、都道府県と連携し、児童向けの広報資材の配布や、献血に触れ合う機会の提供に取り組んでいます。

具体的には、厚生労働省が中学生及び高校生向け献血啓発資材を作成・配布しているほか、今年度から、日本赤十字社が小学生向け献血啓発資材「みんなで学ぼう血液のこと」を作成・配布することとしております。また、児童等が献血に触れ合う機会として、都道府県赤十字血液センターが出前講座や学校献血を行っております。（別紙参照）

別紙のとおり、来年度の献血啓発資材の希望調査を行っておりますので、貴課におかれましては、趣旨を御理解いただき、学校において、広報資材の配布及び献血に触れ合う機会の受入れ等の献血推進活動に積極的に取り組んでいただけるよう、周知等にご協力をよろしくお願い申し上げます。

（別紙 1）献血啓発資材希望調査について（依頼）（令和 5 年 9 月 20 日各都道府県血液事業担当課宛事務連絡）

（別紙 2）都道府県赤十字血液センター一覧

（別紙 3）学校献血について

【連絡先】

厚生労働省医薬局

血液対策課献血推進係

電話：03-5253-1111（内線2908）

E-mail：kenketsugo@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 20 日

各 都 道 府 県
血 液 事 業 ご 担 当 者 各 位

厚生労働省医薬局血液対策課

献血啓発資材希望調査について（依頼）

平素より、血液事業の推進にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、例年中学生及び高校生向け献血啓発資材を作成しております。今年度からは、日本赤十字社が小学生向け献血啓発資材「みんなで学ぼう 血液のこと」を作成する予定です。上記 3 点の作成にあたり、下記の調査にご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、中学生及び高校生向け資材については厚生労働省から、小学生向け資材については日本赤十字社から各学校へ納品いたします。

【提出方法・期限】

別添 3 ファイルを修正・確認いただき、10 月 16 日（月）までに、以下 2 名宛てメールにてご提出いただきますようお願いいたします。

厚生労働省血液対策課献血推進係 針谷「harigai-takaaki@mhlw.go.jp」
片岡「kataoka-risa.ve2@mhlw.go.jp」

厚生労働省医薬局
血液対策課献血推進係 針谷・片岡
電話： 03-5253-1111（内線2908）
03-3595-2395（直通）
メール： harigai-takaaki@mhlw.go.jp
kataoka-risa.ve2@mhlw.go.jp

記

(1) 小学生向け献血啓発資材「みんなで学ぼう 血液のこと」(詳細は別紙参照)

★調査時期の関係上、令和5年度配布分及び令和6年度配布分について、同時に調査を実施致します。来年度調査からは、次年度配布分の調査のみを依頼する予定です。
(※令和6年度は、令和7年度配布分の部数のみを調査する予定です。)

【調査対象となる学校】

各都道府県内の都道府県立、市区町村立、組合立及び私立の小学校等(義務教育学校、特別支援学校(小学部)を含む。)

※「各国公立大学法人附属学校」

「構造改革特区区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校」
については、当省より直接調査いたします。

【依頼内容】

文部科学省学校コードをもとに、学校一覧データを記入した調査票をお送りいたします。
これをもとに、以下について作業をお願いいたします。

なお、テキストを配布する各学校に対し、教員用として同冊子を5部配布しますので、希望部数に含めないでください。

※文部科学省 学校コード「https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html」

<令和5年度配布分について>

① 各小学校における希望部数

- ・「令和5年度」欄に、希望部数をご記入ください。
- ・原則、令和5年度中の児童への配布を想定しております。

(※在籍する児童のうち、1学年分の児童数を想定)

希望部数の計算方法については、以下を参考に計算ください。

●計算方法

→児童数＋予備(必要な場合のみ)の合計数について、

下一桁が0～4 → 5

5～9 → 10 に切り上げた数を、調査票にご回答ください。

(例 生徒数48・予備5の場合 $48 + 5 = 53$ 切り上げで55部と回答

生徒数55・予備0の場合 $55 + 0 = 55$ 切り上げで60部と回答)

② 学校の住所、名称の確認

- ・小学校の住所・学校名に誤りがある場合には、赤字で修正・追加をお願いいたします。学校名に漏れがある場合は、行を追加し、追記ください。なお、廃校になっている場合は、行を削除ください。

＜令和6年度配布分について＞

- ・原則、令和6年度中の児童への配布を想定しております。
- ・その他回答方法は、上記同様です。

（２）中学生を対象とした献血への理解を促すポスター

【調査対象となる学校】

各都道府県内の都道府県立、市区町村立、組合立及び私立の中学校等
（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部）を含む。）

※「各国公立大学法人附属学校」については、当省より直接調査いたします。

【依頼内容】

昨年度調査をもとに記載した調査票を送付いたしますので、これをもとに、以下について作業をお願いいたします。

なお、ポスター配布を希望される学校には、一律に３枚配布する予定です。

① 本ポスターの配布希望

＜配布を希望する場合＞

- ・回答欄プルダウンから、「希望する」をお選びください。

＜配布を希望しない学校がある場合＞

- ・回答欄プルダウンから、「希望しない学校がある」をお選びください。
- ・希望しない学校について、表の「配布が難しい学校」欄にて、「配布を希望しない」をプルダウンからお選びください。

② 学校の住所、名称の確認

- ・中学校の住所・学校名に誤りがある場合には、**赤字で修正・追加**をお願いいたします。なお、廃校になっている場合等は、**行を非表示にするのではなく、削除していただきますようお願いいたします。**

【その他】

- ・令和６年２月下旬～３月上旬頃に、各学校へ納品予定
- ・厚生労働省 HP（昨年度送付）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31488.html

(3) 高校生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」

【調査対象となる学校】

各都道府県内の都道府県立、市区町村立、組合立及び私立の高等学校等
(中等教育学校、特別支援学校(高等部)を含む。)

※全日制、定時制及び通信制課程の学校を対象とします。

※「国公立大学法人附属学校」

「各国公私立高等専門学校」

「構造改革特区区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校」

については、当省より直接調査いたします。

【依頼内容】

昨年度調査をもとに記載した調査票を送付いたしますので、これをもとに、以下について作業をお願いいたします。

なお、テキストを配布する各学校に対し、生徒用とは異なる情報が追記された教員用冊子を10部配布しますので、希望部数に含めないでください。

① 各高等学校等における希望部数

- ・「令和5年度」欄に、希望部数をご記入ください。
- ・原則、**令和6年度第3学年の生徒**への配布を想定しておりますので、**令和5年度第2学年の生徒数をもとにご記入ください**。学年を問わず配布する場合は、希望部数をご記入ください。
- ・希望部数の計算方法については、以下をもとに計算ください。

● 希望あり

→ 生徒数＋予備(必要な場合のみ)の合計について、

下一桁が0～4 → 5

5～9 → 10 に切り上げた数を調査票にご回答ください。

(例 生徒数48・予備5の場合 $48+5=53$ 切り上げで55部と回答

生徒数55・予備0の場合 $55+0=55$ 切り上げで60部を回答)

● HPに掲載された電子媒体を活用するため、紙媒体が不要な場合

→ 「0」を記入し、備考欄に「電子」と記入

② 学校の住所、名称の確認

- ・高校の住所・学校名に誤りがある場合には、**赤字で修正・追加**をお願いいたします。なお、廃校になっている場合等は、**行を非表示にするのではなく、削除していただきますようお願いいたします**。

【その他】

- ・令和6年2月中旬～下旬頃に、各学校へ納品予定
- ・今年度配布する冊子についても、電子媒体(PDF)をHPに掲載予定
- ・厚生労働省HP(昨年度送付)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28332.html

日本赤十字社 血液事業本部

献血啓発教育にかかる冊子の配付について

1 冊子について

(1) 目的

全国の小学生に向け将来的な血液事業への協力を目的として、いのちの尊さや血液の大切さ、献血や輸血について楽しく学んでもらうこと。

(2) 内容

「血液ってなに?」「輸血ってなに?」「献血ってなに?」の3部で構成しており、漫画形式で小学生にも親しみを持ってもらえる内容としている。

(3) 対象

小学校4年生

(4) 動画について

同内容のアニメ動画を作成、日本赤十字社のホームページへ掲載予定

2 冊子の活用方法について

(1) 全国の小学校に対して冊子を配布することで、教育活動において有効に活用いただくこと。

(2) 生徒が冊子を自宅に持ち帰り、家庭で話題にしてもらうなど、親子で献血に触れてもらうこと。

3 冊子の送付について

日本赤十字社血液事業本部から委託された業者から各小学校へ直接納品予定であること。

都道府県赤十字血液センター 一覧

【別紙2】

令和5年10月3日現在

No.	センター名	郵便番号	住所	電話番号(代表)	問合せ窓口
1	北海道赤十字血液センター	063-0802	札幌市西区二十四軒2条1-1-20	011-613-6121	献血推進担当部門
2	青森県赤十字血液センター	030-0966	青森市花園2-19-11	017-741-1511	
3	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳6-1-6	019-637-7200	
4	宮城県赤十字血液センター	981-3206	仙台市泉区明通2-6-1	022-290-2501	
5	秋田県赤十字血液センター	010-0941	秋田市川尻町字大川反233-186	018-865-5541	
6	山形県赤十字血液センター	990-0023	山形市松波1-18-10	023-622-5301	
7	福島県赤十字血液センター	960-1198	福島市永井川字北原田17	024-544-2550	
8	茨城県赤十字血液センター	311-3117	東茨城郡茨城町桜の郷3114-8	029-246-5566	
9	栃木県赤十字血液センター	321-0192	宇都宮市今宮4-6-33	028-659-0111	
10	群馬県赤十字血液センター	379-2154	前橋市天川大島町2-31-13	027-224-2118	
11	埼玉県赤十字血液センター	337-0003	さいたま市見沼区大字深作955-1	048-684-1511	
12	千葉県赤十字血液センター	274-0053	船橋市豊富町690	047-457-0711	
13	東京都赤十字血液センター	162-8639	新宿区若松町12-2	03-5272-3511	
14	神奈川県赤十字血液センター	222-0032	横浜市港北区大豆戸町680-7	045-834-4611	
15	新潟県赤十字血液センター	950-0954	新潟市中央区美咲町1-6-15	025-384-0920	
16	山梨県赤十字血液センター	400-0062	甲府市池田1-6-1	055-251-5891	
17	長野県赤十字血液センター	381-2214	長野市稲里町田牧1288-1	026-214-8070	
18	富山県赤十字血液センター	930-0821	富山市飯野26-1	076-451-5555	
19	石川県赤十字血液センター	920-0345	金沢市藤江北4-445	076-254-6300	
20	福井県赤十字血液センター	918-8011	福井市月見3-3-23	0776-36-0221	
21	岐阜県赤十字血液センター	500-8269	岐阜市茜部中島2-10	058-272-6911	
22	静岡県赤十字血液センター	420-0804	静岡市葵区竜南1-26-19	054-247-7141	
23	愛知県赤十字血液センター	489-8555	瀬戸市南山口町539-3	0561-84-1131	
24	三重県赤十字血液センター	514-0003	津市桜橋2-191	059-229-3580	
25	滋賀県赤十字血液センター	525-8505	草津市笠山7-1-45	077-564-6311	
26	京都府赤十字血液センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町26	075-603-8800	
27	大阪府赤十字血液センター	536-8505	大阪市城東区森之宮2-4-43	06-6962-7001	
28	兵庫県赤十字血液センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-222-5011	
29	奈良県赤十字血液センター	639-1123	大和郡山田市筒井町600-1	0743-56-5916	
30	和歌山県赤十字血液センター	649-6322	和歌山市和佐関戸118-5	073-499-7724	
31	鳥取県赤十字血液センター	680-0901	鳥取市江津370-1	0857-24-8101	
32	島根県赤十字血液センター	690-0882	松江市大輪町420-21	0852-23-9467	
33	岡山県赤十字血液センター	700-0012	岡山市北区いずみ町3-36	086-255-1211	
34	広島県赤十字血液センター	730-0052	広島市中区千田町2-5-5	082-241-1246	
35	山口県赤十字血液センター	753-8534	山口市野田字野田172-5	083-922-6866	
36	徳島県赤十字血液センター	770-0044	徳島市庄町3-12-1	088-631-3200	
37	香川県赤十字血液センター	761-8031	高松市郷東町字新開587-1	087-881-1500	
38	愛媛県赤十字血液センター	791-8036	松山市高岡町80-1	089-973-0700	
39	高知県赤十字血液センター	783-0043	南国市岡豊町小蓮448番地	088-866-6660	
40	福岡県赤十字血液センター	818-8588	筑紫野市上古賀1-2-1	092-921-1400	
41	佐賀県赤十字血液センター	849-0925	佐賀市八丁畷町10-20	0952-32-1011	
42	長崎県赤十字血液センター	852-8145	長崎市昭和3-256-11	095-843-3331	
43	熊本県赤十字血液センター	861-8039	熊本市東区長嶺南2-1-1	096-384-6000	
44	大分県赤十字血液センター	870-0889	大分市大字荏隈717-5	097-547-1151	
45	宮崎県赤十字血液センター	880-8518	宮崎市大字恒久885-1	0985-50-1800	
46	鹿児島県赤十字血液センター	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-257-3141	
47	沖縄県赤十字血液センター	902-0076	那覇市与儀1-4-1	098-833-4747	

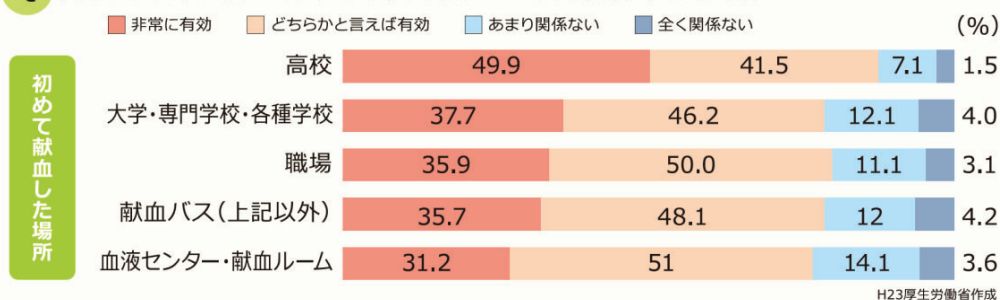
ご理解・ご協力をお願いします

学校現場での献血推進が重要です

① これからの日本社会の人口動態を考慮すると、献血可能人口は減少すると推定されます。血液製剤は医療に無くてはならないものですので、血液が足りなくなって患者さんに届けられない、という事態はどうしても避けなければなりません。

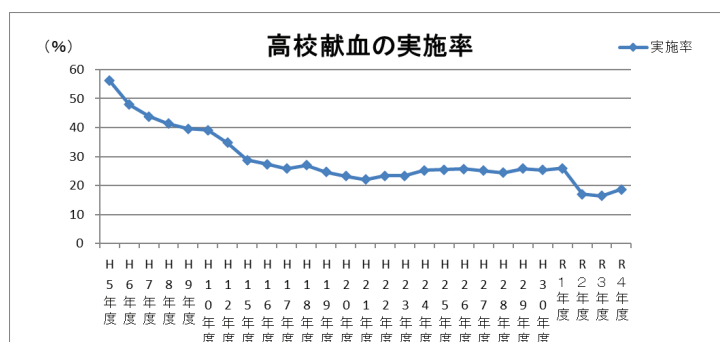
そのため、**これからの社会を支える若年層の献血者をいかに増やすかが喫緊の課題となっています。**

② 厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人(特に、初回献血の場所が高校だった人)が「**高校での献血がその後の献血への動機付けに有効**」と考えていることがわかりました(下図参照)。

Q. 高校での集団献血が、その後の献血への動機付けとなるか少しでも献血に触れ合える機会を生徒に提供してください

献血バスが出向いて実施された高校献血は昔、実施率が約6割ととても盛んに行われておりましたが、徐々に減少し、**現在は2割程度**にまで落ち込んでいます。

この高校献血の減少によって、学生たちは献血に触れ合う機会自体が減ってきています。



献血については、平成21年7月に改訂された「高等学校学習指導要領解説／保健体育編」に「献血の制度があることについても適宜触れる」ことが追記され、**平成25年度から高等学校の授業で触れられる環境が整いました。**

献血受入を行っている日本赤十字社では、**献血のきっかけづくりや、将来にわたって献血にご協力いただくための取組として、学校に出向いての「献血セミナー」(スライド・映像やパンフレットを用いた学習講座)を積極的に実施しております。**

詳しくは、最寄りの血液センター(別紙2「都道府県赤十字血液センター一覧」)へお問い合わせください。

事 務 連 絡

令和5年11月20日

各都道府県・指定都市教育委員会

学校保健主管課・労働安全衛生主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について

令和5年度における学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について別紙1のとおりお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会においては、城内の市区町村教育委員会に対して、周知方よろしくお願いします。

なお、別紙1に示した地方交付税額の費用算定の基礎となる、標準団体又は標準施設の行政規模については別紙2のとおりです。

以下、普通交付税において措置されている。

1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。

[道府県分]

- (1) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 74,191 千円
- (2) [特別支援学校費(学級経費)]：学校医 62 名、学校薬剤師 14 名 15,142 千円
- (3) [その他の教育費(大学費)]：学校医 3 名（、非常勤講師 36 名）39,102 千円

[市町村分]

- (1) [小学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 1,018 千円
- (2) [中学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 992 千円
- (3) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 1,201 千円

2 公立学校教職員保健管理費が措置されていること。

- (1) 道府県分：[その他の教育費(総務調査費)] 4,873 千円
- (2) 市町村分：[その他の教育費(教育委員会費)] 1,104 千円

3 学校環境衛生検査に係る委託に要する経費が措置されていること。

- (1) 道府県分：[その他の教育費(保健体育費)] 10,689 千円
- (2) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 5,428 千円

4 児童生徒健康管理手数料が措置されていること。

- (1) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 4,510 千円

5 就学時健康診断に係る委託に要する経費が措置されていること。

- (1) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 1,046 千円

6 学校等で生じる可燃ごみの収集に係る委託に要する経費が措置されていること。

- (1) 道府県分：[その他の教育費(保健体育費)] 5,412 千円
- (2) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 1,179 千円

費用算定の基礎となる標準団体（施設）行政規模一覧表

(道府県分)

経費の種類	標準団体（施設）行政規模		備考
	項目	行政規模	
高等学校費	生徒数	34,640 人	人口 170 万人規模における標準的な生徒数を想定している。
特別支援学校費	学級数	350 学級	人口 170 万人規模における標準的な学級数を想定している。
その他教育費（大学費）	高等専門学校及び大学の学生数	900 人	—
その他教育費（総務調査費）	人口	170 万人	—
その他教育費（保健体育費）	人口	170 万人	人口 170 万人規模における標準的な社会体育施設数（4 か所）を含む。

(市町村分)

経費の種類	標準団体（施設）行政規模		備考
	項目	行政規模	
小学校費	学校数	1 校	標準的な学校 1 校（児童数 660 人、学級数 18 学級）を想定している。
中学校費	学校数	1 校	標準的な学校 1 校（生徒数 600 人、学級数 15 学級）を想定している。
高等学校費	生徒数	600 人	—
その他教育費（教育委員会費）	人口	10 万人	—
その他教育費（保健体育費）	人口	10 万人	人口 10 万人規模における標準的な社会体育施設数（4 か所）を含む。

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 27 日

各都道府県・市区町村母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

こども家庭庁成育局母子保健課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた
学校や保健所等におけるこどもの性と健康に関する教育等の実施について

令和 5 年 7 月 26 日「第 8 回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第 13 回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議にて、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が決定されました。同パッケージでは、こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、「加害を防止する強化策」、「相談・被害申告をしやすくする強化策」、「被害者支援の強化策」の三つの強化策を掲げ、これらを速やかに実施することとしています。

同パッケージでは「加害を防止する強化策」の取組として「児童・生徒等への教育啓発の充実」が盛り込まれ、「学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。」こととされています。

先般、「「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」（令和 5 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）を発出しているところですが、同パッケージの趣旨を踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達

の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いします。また、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、こども家庭庁の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。本事業について、保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるよう改めてお願いします。

以上

<本件連絡先>

（学校教育について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

TEL： 03-5253-4111（内線 2918）

（保健施策について）

こども家庭庁成育局母子保健課

TEL： 03-6862-0505

【参考資料 1】

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和 5 年 7 月 26 日「第 8 回性犯罪・性暴力対強化のための関係府省会議」及び「第 13 回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議決定）（抜粋）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

- ④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。（こども家庭庁、文部科学省）

事務連絡
令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく
学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いします。これまでも「健やか親子21（第2次）の中間評価等に関する検討会報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、厚生労働省の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。同事業が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

（学校教育について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

（保健施策及び性と健康に関する相談センター事業について）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

T E L : 03-5253-1111（内線 4975）

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和５年３月）
（抜粋）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（３）その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- ・ 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、地域の学校医や小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等と連携を図り、思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等へ情報を共有するなどの適切な連携方法を検討することが期待される。

2 成育過程にある者等に対する保健

（１）総論

- ・ 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

（４）学童期及び思春期における保健施策

- ・ 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- ・ 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。
- ・ 思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進する。

（５）生涯にわたる保健施策

- ・ 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

3 教育及び普及啓発

（１）学校教育及び生涯学習

- ・ 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）

5 初健食第 1 2 号
令和 6 年 1 月 1 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南 野 圭 史

学校における外部講師を活用したがん教育の推進について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しており、令和 5 年 3 月に第 4 期基本計画を閣議決定したところです。

第 4 期基本計画においては、第 3 期基本計画に引き続き、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、外部講師を活用しながら、がん教育が実施されることが求められています（別添 1 参照）。

現在、多くの都道府県・指定都市教育委員会において、がん教育の推進に関する協議会が設置されているほか、都道府県に設置されているがん対策に関する会議体などにおいても、がん教育の推進に関する検討が行われており、これらを通じて、外部講師の活用も含め、地域におけるがん教育の推進が図られているところです。

他方、令和 4 年度におけるがん教育の実施状況調査によると、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は約 11.4%であり、前年度に比べ増加しているものの、低い状況にあります（別添 2 参照）。

文部科学省においては、平成 26 年度より、外部講師を活用したがん教育の取組を支援する事業を実施しているほか、外部講師ががん教育を実施するに当たっての留意事項等を示したガイドラインを作成するなど、外部講師の活用促進に取り組んできたところですが、各地域において、より一層、外部講師の活用を促進いただくためには、都道府県の衛生主管部局、がん診療連携拠点病院等の医療機関、医師会、がん患者・経験者の団体等との組織的な連携・協力体制を構築することが重要となります。

このため、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、別紙を参考の上、衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、市区町村教育委員会におかれても、地域・学校の実情を踏まえ、がん教育の推進に関する協議会等の開催に努めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、がん教育の推進に関する協議会の開催や外部講師の派遣等に係る経費を支援する事業を実施しているところですので、本事業の積極的な活用をお願いします（別添3参照）。また、文部科学省ホームページにて、授業で活用できる教材や各地域の取組事例の紹介等を行っていますので、御参考いただきますようお願いいたします（別添4参照）。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考：関連通知等）

- ・学校におけるがん教育への協力について（平成31年3月22日付け各都道府県・指定都市衛生主管部（局）がん対策主管課宛厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）
- ・学校におけるがん教育への協力の推進について（令和2年4月24日付け2初健食第6号・健が発0424第1号各都道府県衛生主管部（局）がん対策主管課長・各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長宛文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長・厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）
- ・がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付け健発0801第16号各都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知）

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課がん教育推進係
TEL：03-5253-4111（内線2931）

(別紙)

がん教育の推進に関する協議会等の開催について

- 学校におけるがん教育の推進に向けて、地域の教育・医療等の関係機関との連携・協力体制を構築し、方針の策定や具体的な取組等について検討を行う。
(事業を実施している場合は、事業計画の作成への助言や事業成果の検証を行うことも考えられる。)

- 教育委員会が主体となり衛生主管部局と連携して開催する方式が基本となる。
(都道府県に設置されているがん対策に関する会議体等に教育委員会が参画する方式なども考えられる。)

開催に当たっては、教育委員会及び衛生主管部局のほか、学校関係者、がん診療拠点病院等の医療機関、医師会、学校医、がん医療に携わる医師、がん患者・経験者の団体、P T A関係者等の参加が望まれる。

- 検討する具体的な取組としては、以下のとおり、外部講師の活用促進に係る取組のほか、地域におけるがん教育の充実に係る取組や、教員の指導力向上に係る取組なども考えられる。

(取組例)

- ・ 外部講師名簿の作成
- ・ 外部講師の派遣依頼窓口の設置
- ・ 外部講師を対象とした研修の実施
- ・ 外部講師との事前打合せのためのガイドラインの作成
- ・ 地域の実情を踏まえた学習内容の検討
- ・ 地域の実情を踏まえた独自教材の作成
- ・ 教員を対象とした研修の実施

など

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）
（抜粋）

第2 分野別施策と個別目標

4. これらを支える基盤の整備

（3）がん教育及びがんに関する知識の普及啓発

（現状・課題）

こどもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、こどもに、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

国は、学習指導要領に対応したがん教育を推進するため、教材、指導参考資料、外部講師活用のガイドラインの改訂・周知を行うとともに、外部講師の活用体制の整備や研修会の実施など、地域の取組を支援している。しかし、地域によって取組状況に差があることから、地域の実情に応じた取組が一層推進されるよう、各地域の取組の成果を全国へ普及する必要がある。

国は、国民に対するがんに関する知識の普及啓発について、がん情報サービスや拠点病院等における相談支援センターの広報により、取組を進めてきた。一方で、インターネットの普及等により、科学的根拠に乏しい情報が多く存在すること、患者やその家族等を含む国民が必要な情報に適切にアクセスすることが難しいことなどが指摘されている。

また、平成 21（2009）年度から職場におけるがんに関する知識の普及啓発として、「がん対策推進企業等連携事業（がん対策推進企業アクション）」を実施している。本事業の趣旨に賛同する企業・団体数は、事業開始から着実に増加し、令和3（2021）年度末で 4,065 社・団体となった。本事業で行った中小・小規模企業でのがん対策の実態調査によると、がん対策に「大いに関心がある」又は「関心がある」と回答した経営者は約7割であった⁶⁸。

⁶⁸ 第36回がん検診のあり方に関する検討会 参考資料8「中小・小規模企業での「がん対策」（検診・就労）の実態調査結果報告」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000964653.pdf>)

(取り組むべき施策)

国は、引き続き、学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進する。その際、生活習慣が原因とならないがんもあることなど、がんに対する正しい知識が身に付くよう、医療従事者やがん患者等の外部講師の積極的な活用について周知を行うとともに、ICTの活用を推進するなど、各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実とその成果の普及を図る。

国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。

国及び地方公共団体、拠点病院等を中心とした医療機関は、患者やその家族等の関係団体等の協力を得ながら、国民に対する、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。その際には、啓発資材のデジタル化や対象者に応じた周知方法の工夫等により、より効果的な手法を用いる。

事業主や医療保険者は、がん対策推進企業アクション等の国や地方公共団体の事業を活用することも含め、雇用者や被保険者・被扶養者が、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されていることや、がん検診やがんの治療と仕事の両立といったがんに関する正しい知識を得ることができるよう努める。

【個別目標】

国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指す。

令和 4 年度におけるがん教育の実施状況調査の結果

1. 調査の目的

平成28年12月にがん対策基本法が改正され、「がんに関する教育の推進」について新たに条文が盛り込まれるとともに、改正法を踏まえ平成29年10月に閣議決定、平成30年3月に一部変更された第3期がん対策推進基本計画において、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」と明記されたことを受け、全国でのがん教育の実施状況等を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に調査を行った。

2. 回答学校数

本調査は、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象に実施した。回答学校数は以下のとおり。

	小学校			中学校				高等学校		
	小学校	義務教育学校	特別支援学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
国　　立	67	5	43	69	5	3	43	18	3	44
公　　立	18,153	170	785	9,030	170	36	788	3,261	33	864
私　　立	225	1	7	694	1	18	8	1,261	15	12
計	19,456			10,865				5,511		
回答総数								35,832		

※ 本調査においては、本校と分校は一つの学校として調査するとともに、定時制及び通信制は除くこととした。

※ 特別支援学校は、小学部・中学部・高等部をそれぞれ1校として調査した。

※ 義務教育学校は、第1学年から第6学年を小学校、第7学年から第9学年を中学校として調査した。

※ 中等教育学校は、前期課程を中学校、後期課程を高等学校として調査した。

3. 調査方法等

(1) 調査依頼先

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課、各都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人事務局

(2) 調査内容

令和4年度におけるがん教育の実施状況

(3) 「がん教育」について

- ・ 「がん教育」は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図る教育である。
- ・ 平成29年に告示された中学校学習指導要領の保健体育科においては、生活習慣と健康、生活習慣病などの予防について学習する際に、また、平成30年に告示された高等学校学習指導要領の保健体育科においては、生活習慣病などの予防と回復について学習する際に、それぞれ「がんについても取り扱う」とされたところ。
- ・ 「がん教育」は、これらの内容の指導において実施されているが、このほか例えば、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動など、それぞれの特質に応じた指導の一環として、また小学校段階においても、児童の発達段階や学校、地域の実態に応じて取り組むことが考えられる。

4. 調査結果

- 質問 1：貴校において、「がん教育」を実施した時間がある場合、教育課程上の扱いについて、次の中から選んでください。（予定も含む）

	体育科で実施	道徳で実施	総合的な学習 の時間で実施	特別活動で実施	その他	実施せず
小学校段階	11,176	371	166	1,047	372	7,604
小学校	11,019	360	160	1,019	326	6,802
義務教育学校	101	6	2	10	3	63
特別支援学校	56	5	4	18	43	739

	保健体育科のみ で実施	道徳で実施 ※	総合的な学習 (探究)の時間 で実施 ※	特別活動で 実施 ※	その他 ※
中学校段階	8,891	648	547	744	408
中学校	7,934	625	520	702	358
義務教育学校	134	10	16	16	5
中等教育学校	49	3	3	2	2
特別支援学校	774	10	8	24	43
高等学校段階	4,564	26	125	455	415
高等学校	3,763	14	107	397	327
中等教育学校	42	0	3	5	3
特別支援学校	759	12	15	53	85

※中学校段階・高等学校段階は、保健体育科で実施した上で、他教科等でも実施した場合について回答されている。

■ 質問２：貴校では、外部講師を活用したがん教育を実施しましたか。（割合の分母は回答した全ての学校数）

※ （ ）内は、前年度の数値。

	実施した		実施しなかった	
		割合		割合
合計	4,091 (3,040)	11.4 (8.4)	31,741 (33,154)	88.6 (91.6)
小学校段階	1,854 (1,502)	9.5 (7.6)	17,602 (18,360)	90.5 (92.4)
小学校	1,834 (1,486)	9.9 (7.9)	16,611 (17,383)	90.1 (92.1)
義務教育学校	12 (11)	6.8 (7.3)	164 (139)	93.2 (92.7)
特別支援学校	8 (5)	1.0 (0.6)	827 (838)	99.0 (99.4)
中学校段階	1,594 (1,146)	14.7 (10.6)	9,271 (9,700)	85.3 (89.4)
中学校	1,523 (1,101)	15.6 (11.2)	8,270 (8,712)	84.4 (88.8)
義務教育学校	35 (27)	19.9 (18.2)	141 (121)	80.1 (81.8)
中等教育学校	6 (2)	10.5 (3.8)	51 (51)	89.5 (96.2)
特別支援学校	30 (16)	3.6 (1.9)	809 (816)	96.4 (98.1)
高等学校段階	643 (392)	11.7 (7.1)	4,868 (5,094)	88.3 (92.9)
高等学校	556 (337)	12.2 (7.4)	3,984 (4,201)	87.8 (92.6)
中等教育学校	7 (6)	13.7 (11.5)	44 (46)	86.3 (88.5)
特別支援学校	80 (49)	8.7 (5.5)	840 (847)	91.3 (94.5)

■ 質問３：活用した外部講師の職種について、次の中から選んでください。（複数回答可）

回答した学校数

※（ ）内の割合（％）の分母は、質問２で「実施した」と回答した学校数

	がん専門医	学校医	その他の医師	薬剤師	保健師	看護師	がん経験者	がん患者の 家族等	がん関連 団体等職員	保健所職員	大学教員等	その他
合計	802 (19.6)	337 (8.2)	572 (14.0)	430 (10.5)	451 (11.0)	451 (11.0)	1,039 (25.4)	79 (1.9)	397 (9.7)	49 (1.2)	124 (3.0)	225 (5.5)
小学校段階	205 (11.1)	178 (9.6)	224 (12.1)	316 (17.0)	271 (14.6)	176 (9.5)	405 (21.8)	24 (1.3)	168 (9.1)	24 (1.3)	49 (2.6)	112 (6.0)
小学校	199 (10.9)	174 (9.5)	221 (12.1)	315 (17.2)	271 (14.8)	174 (9.5)	403 (22.0)	24 (1.3)	166 (9.1)	24 (1.3)	48 (2.6)	111 (6.1)
義務教育学校	2 (16.7)	2 (16.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
特別支援学校	4 (50.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)
中学校段階	399 (25.0)	133 (8.3)	231 (14.5)	90 (5.6)	152 (9.5)	193 (12.1)	437 (27.4)	46 (2.9)	181 (11.4)	18 (1.1)	39 (2.4)	78 (4.9)
中学校	374 (24.6)	128 (8.4)	222 (14.6)	85 (5.6)	151 (9.9)	183 (12.0)	419 (27.5)	45 (3.0)	178 (11.7)	17 (1.1)	35 (2.3)	72 (4.7)
義務教育学校	13 (37.1)	3 (8.6)	6 (17.1)	3 (8.6)	1 (2.9)	3 (8.6)	9 (25.7)	1 (2.9)	2 (5.7)	1 (2.9)	2 (5.7)	3 (8.6)
中等教育学校	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
特別支援学校	10 (33.3)	2 (6.7)	3 (10.0)	2 (6.7)	0 (0.0)	6 (20.0)	5 (16.7)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	1 (3.3)	3 (10.0)
高等学校段階	198 (30.8)	26 (4.0)	117 (18.2)	24 (3.7)	28 (4.4)	82 (12.8)	197 (30.6)	9 (1.4)	48 (7.5)	7 (1.1)	36 (5.6)	35 (5.4)
高等学校	175 (31.5)	22 (4.0)	100 (18.0)	16 (2.9)	25 (4.5)	68 (12.2)	180 (32.4)	9 (1.6)	45 (8.1)	7 (1.3)	32 (5.8)	29 (5.2)
中等教育学校	5 (71.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
特別支援学校	18 (22.5)	4 (5.0)	15 (18.8)	7 (8.8)	3 (3.8)	14 (17.5)	16 (20.0)	0 (0.0)	2 (2.5)	0 (0.0)	4 (5.0)	6 (7.5)

■ 質問４：外部講師を活用しなかった理由はなんですか。（複数回答可）

回答した学校数

※（ ）内の割合（％）の分母は、質問２で「実施しなかった」と回答した学校数

	適当な講師がいなかった	講師謝金等の経費が確保できなかった	指導時間が確保できなかった	教師が指導したため	その他
合計	2,534 (8.0)	1,670 (5.3)	8,034 (25.3)	20,064 (63.2)	4,858 (15.3)
小学校段階	1,632 (9.3)	880 (5.0)	4,298 (24.4)	10,470 (59.5)	3,080 (17.5)
小学校	1,593 (9.6)	849 (5.1)	4,077 (24.5)	10,236 (61.6)	2,521 (15.2)
義務教育学校	5 (3.0)	5 (3.0)	42 (25.6)	108 (65.9)	18 (11.0)
特別支援学校	34 (4.1)	26 (3.1)	179 (21.6)	126 (15.2)	541 (65.4)
中学校段階	656 (7.1)	535 (5.8)	2,280 (24.6)	6,448 (69.6)	1,095 (11.8)
中学校	606 (7.3)	505 (6.1)	2,067 (25.0)	6,089 (73.6)	618 (7.5)
義務教育学校	6 (4.3)	1 (0.7)	22 (15.6)	109 (77.3)	15 (10.6)
中等教育学校	2 (3.9)	0 (0.0)	11 (21.6)	36 (70.6)	11 (21.6)
特別支援学校	42 (5.2)	29 (3.6)	180 (22.2)	214 (26.5)	451 (55.7)
高等学校段階	246 (5.1)	255 (5.2)	1,456 (29.9)	3,146 (64.6)	683 (14.0)
高等学校	200 (5.0)	221 (5.5)	1,244 (31.2)	2,812 (70.6)	296 (7.4)
中等教育学校	2 (4.5)	0 (0.0)	13 (29.5)	32 (72.7)	4 (9.1)
特別支援学校	44 (5.2)	34 (4.0)	199 (23.7)	302 (36.0)	383 (45.6)

がん教育外部講師活用状況（国公私立）

※分母は、回答した全ての学校数。

都道府県名		外部講師の活用状況											
		全体			小学校			中学校			高等学校		
		学校数	外部講師 活用校数	割合	学校数	外部講師 活用校数	割合	学校数	外部講師 活用校数	割合	学校数	外部講師 活用校数	割合
01	北海道	1,966	147	7.5	1,016	78	7.7	628	39	6.2	322	30	9.3
02	青森県	518	35	6.8	275	16	5.8	170	14	8.2	73	5	6.8
03	岩手県	559	75	13.4	303	36	11.9	164	17	10.4	92	22	23.9
04	宮城県	710	19	2.7	379	11	2.9	221	5	2.3	110	3	2.7
05	秋田県	371	23	6.2	189	8	4.2	121	11	9.1	61	4	6.6
06	山形県	427	24	5.6	244	11	4.5	109	6	5.5	74	7	9.5
07	福島県	761	75	9.9	415	45	10.8	238	23	9.7	108	7	6.5
08	茨城県	824	222	26.9	449	129	28.7	245	76	31.0	130	17	13.1
09	栃木県	630	29	4.6	362	13	3.6	179	13	7.3	89	3	3.4
10	群馬県	602	51	8.5	321	31	9.7	182	17	9.3	99	3	3.0
11	埼玉県	1,566	131	8.4	846	74	8.7	490	46	9.4	230	11	4.8
12	千葉県	1,441	77	5.3	793	29	3.7	428	35	8.2	220	13	5.9
13	東京都	2,439	757	31.0	1,269	205	16.2	784	396	50.5	386	156	40.4
14	神奈川県	1,772	75	4.2	925	12	1.3	555	46	8.3	292	17	5.8
15	新潟県	845	98	11.6	464	42	9.1	258	49	19.0	123	7	5.7
16	富山県	339	19	5.6	191	12	6.3	91	3	3.3	57	4	7.0
17	石川県	370	36	9.7	212	24	11.3	98	8	8.2	60	4	6.7
18	福井県	325	16	4.9	196	1	0.5	89	13	14.6	40	2	5.0
19	山梨県	324	49	15.1	180	30	16.7	96	15	15.6	48	4	8.3
20	長野県	715	49	6.9	383	28	7.3	217	19	8.8	115	2	1.7
21	岐阜県	690	60	8.7	382	20	5.2	205	35	17.1	103	5	4.9
22	静岡県	994	164	16.5	523	83	15.9	315	56	17.8	156	25	16.0
23	愛知県	1,623	135	8.3	895	75	8.4	471	43	9.1	257	17	6.6
24	三重県	622	33	5.3	362	18	5.0	176	13	7.4	84	2	2.4
25	滋賀県	423	83	19.6	235	47	20.0	117	32	27.4	71	4	5.6
26	京都府	711	104	14.6	386	27	7.0	212	35	16.5	113	42	37.2
27	大阪府	1,892	163	8.6	1,030	34	3.3	565	85	15.0	297	44	14.8
28	兵庫県	1,422	73	5.1	776	27	3.5	413	33	8.0	233	13	5.6
29	奈良県	388	22	5.7	204	10	4.9	123	1	0.8	61	11	18.0
30	和歌山県	432	95	22.0	244	77	31.6	136	16	11.8	52	2	3.8
31	鳥取県	237	39	16.5	130	16	12.3	68	20	29.4	39	3	7.7
32	島根県	382	49	12.8	211	23	10.9	109	18	16.5	62	8	12.9
33	岡山県	666	42	6.3	391	11	2.8	178	21	11.8	97	10	10.3
34	広島県	902	123	13.6	478	43	9.0	281	46	16.4	143	34	23.8
35	山口県	516	54	10.5	287	39	13.6	149	8	5.4	80	7	8.8
36	徳島県	306	15	4.9	175	5	2.9	90	3	3.3	41	7	17.1
37	香川県	289	25	8.7	161	14	8.7	79	11	13.9	49	0	0.0
38	愛媛県	486	20	4.1	277	8	2.9	141	10	7.1	68	2	2.9
39	高知県	365	70	19.2	198	41	20.7	115	20	17.4	52	9	17.3
40	福岡県	1,113	251	22.6	554	144	26.0	381	87	22.8	178	20	11.2
41	佐賀県	330	91	27.6	172	51	29.7	105	25	23.8	53	15	28.3
42	長崎県	610	44	7.2	327	13	4.0	193	26	13.5	90	5	5.6
43	熊本県	636	58	9.1	352	41	11.6	191	6	3.1	93	11	11.8
44	大分県	472	20	4.2	265	16	6.0	140	2	1.4	67	2	3.0
45	宮崎県	452	13	2.9	243	6	2.5	148	6	4.1	61	1	1.6
46	鹿児島県	850	228	26.8	509	124	24.4	239	82	34.3	102	22	21.6
47	沖縄県	519	10	1.9	277	6	2.2	162	3	1.9	80	1	1.3
計		35,832	4,091	11.4	19,456	1,854	9.5	10,865	1,594	14.7	5,511	643	11.7

外部講師を活用した がん教育等現代的な健康課題理解増進事業



令和6年度予算額（案） 44百万円
（前年度予算額） 32百万円

文部科学省

背景・課題

- 新たに策定された第4期がん対策推進基本計画（実行期間：令和5年度～令和10年度）では、がん教育について、「国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん治療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん治療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。」とされている。
- 生活習慣の乱れや心の健康など、病気や不登校、自殺などの要因となり得る児童生徒の健康課題は多様化・複雑化しており、児童生徒が、自ら健康により生活を送るための基礎的な力に身に付けることが、これまで以上に求められている。
- 近年の疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化している中で、がん等の病気や患者への偏見をなくし、そうした人々と互いに支え合い、共に暮らしていくことが重要である。
- 人々の健康を支える献血制度に関しては、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少していることから、今後の献血を支える若年層に対する献血活動の一層の推進が求められている。

背景

①がん教育の全国への普及が必要
がん教育について、地域によって取組状況に差があることから、地域の実情に応じた取組が一層推進されるよう、各地域の取組の成果を全国へ普及する必要がある。

②がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師の活用の促進が必要
がん教育をはじめ、健康の保持増進、病気の予防、病気や患者への理解、献血など人々の健康を支える医療・保健制度への理解などの観点から、教育活動を実施するに当たり、児童生徒が実感的に理解し、自身の行動の変容につなげられるよう、より効果的な指導を行うためには、医師等の専門家や患者・経験者の外部講師としての活用が必要であるが、学校が外部講師を活用するための体制が十分整備されていない。また、外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

課題

事業内容

1. 学習指導要領に対応したがん教育の成果等の普及

学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及を図る。

- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催
- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施等

2. がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向けた外部講師を活用した教育活動の実施

事業スキーム

文部科学省

①業務委託

民間事業者等
(事務局)

②事業計画提出
④報告書提出

都道府県等

委託先
委託費

民間事業者等（1社）
43百万円

委託
対象経費

諸謝金、旅費、借損料、
印刷製本費、消耗品費 等

【地域の実情に応じて実施する教育活動のメニュー】

- ①がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育む。
- ②がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深めるとともに、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養う。

都道府県等における取組

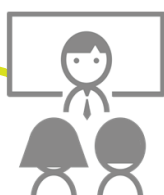
- ・各学校における外部講師を活用した教育活動の実施
- ・教員や外部講師を対象とした研修会
- ・専門家や患者・経験者と連携した教材等の作成・配布
- ・外部講師名簿の作成、活用体制の整備

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

学校における がん教育の推進のために

こんなお悩みの解決のヒントに

学習指導要領に対応した
がん教育を実施したい



外部講師を積極的に
活用したい



もっとがんについて
知りたい



授業で使える教材があります。

学校での授業のねらいに合わせて
自由にアレンジして活用してください。



各地域の取組事例を紹介しています。

外部講師リストの作成、外部講師の派遣等の
取組事例を参考にできます。



研修会等を実施しています。

研修会やシンポジウムを実施しています。
参加をお待ちしています。



▶ 文部科学省ホームページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005.htm

児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について通知します。

5 初健食第 13 号
令和 6 年 1 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課長
高等専門学校を設置する各文部科学大臣所轄学校法人担当課長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南 野 圭 史

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した
健康診断実施のための環境整備について（通知）

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において示しているとおり、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」（令和 3 年 3 月 26 日付け事務連絡）を発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、別紙のとおり、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方をとりまとめました。各学校においては、これを参考に、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、本件については、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては各国立高等専門学校に対して、公立大学法人及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する高等専門学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線 2918）

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断実施のための環境整備の考え方について

児童生徒等の健康診断を実施するに当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校においては、以下の考え方を参考に、円滑な健康診断実施のための環境を整備することが必要である。

1. 検査・診察における対応について

検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。具体的には、以下の例を参考に、各学校の施設設備の状況や実施体制等に応じて取り組む。

(具体的な取組例)

- ・男女別に検査・診察を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会う）。
- ・検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

2. 検査・診察時の服装について

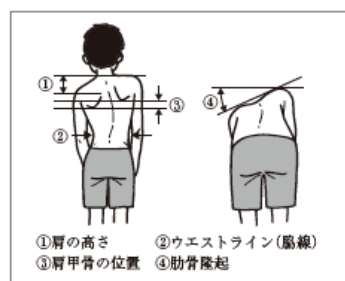
検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合がある。



脊柱に関する検査例

(「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

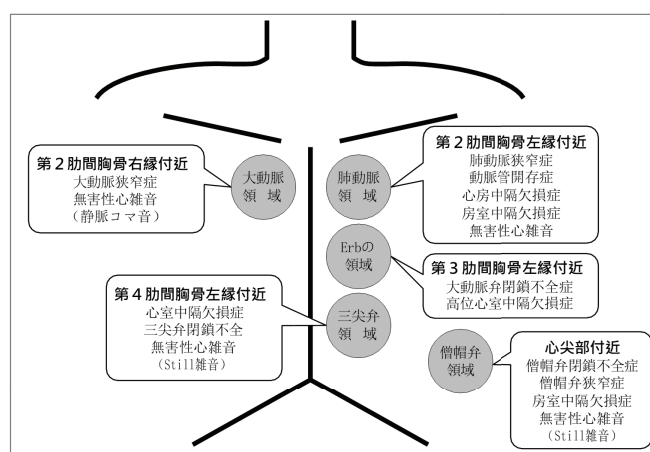
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合がある。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫（みずいぼ）や伝染性膿痂疹（とびひ）、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合がある。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合がある。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例

3. その他の配慮について

特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。

また、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について

学校においては、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める。具体的には、健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法（服装を含む。）、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。

また、各学校における学校医との共通認識が十分に図られるよう、都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。

事 務 連 絡

令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

重症の低血糖発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。その上で、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

グルカゴン点鼻粉末剤の使い方等を理解するに当たっては、日本イーライリリー株式会社のホームページ (<https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>) も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

については、都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園等主管課におかれては所管の保育所・認定こども園等及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村保育所・認定こども園等主管課に対して、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課におかれては域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

別紙 1

こ 成 基 第 1 号
こ 成 環 第 1 号
こ 支 障 第 4 号
5 初健食第 1 4 号
令和 6 年 1 月 2 2 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスマー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）違反とはならないと解してよい。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
- ・ 学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

別紙 2

医政医発 0122 第 3 号
令和 6 年 1 月 22 日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 6 年 1 月 22 日付けこ成基第 1 号、こ成環第 1 号、こ支障第 4 号及び 5 初健食第 14 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

事 務 連 絡

令和6年2月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

麻疹及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者及び
その保護者への情報提供への協力について

標記のことについて、別添のとおり令和6年2月21日付け感感発0221第5号、感予
発0221第2号により厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長、予防接
種課長から協力依頼がありました。

ついては、ワクチンの接種は、本人や保護者の判断が尊重されるべきものですが、その判
断に当たっては、接種に関する情報について十分に周知されることが重要ですので、貴課に
おかれても、衛生主管部局と連携しつつ、麻疹及び風しんの定期接種（第2期）対象者の
うち接種を受けていない者及びその保護者への情報提供に協力いただくよう、よろしくお
取り計らい願います。

（参考ホームページ）

○文部科学省ホームページ

「学校における麻疹対策ガイドラインについて」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm

○公益財団法人日本学校保健会ホームページ

「学校において予防すべき感染症の解説」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

○厚生労働省ホームページ

「麻疹・風しん」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/kekaku-kansenshou21/index.html

「麻疹風しん予防接種の実施状況」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/hashika.html>

○国立感染症研究所ホームページ

麻疹について

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>

風しんについて

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>

（担当）

初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

電話：03－5253－4111（内線 2918）

E-mail: kenshoku@mext. go. jp

感感発0221第5号
感予発0221第2号
令和6年2月21日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公印省略)
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課長
(公印省略)

麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な接種勧奨等の協力について（依頼）

麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者が小学校就学前の本年度3月31日までに接種を受け、接種率が目標（95％）に到達することが非常に重要です。

対象者のうち接種を受けていない者及びその保護者に対しては、改めて令和6年度の小学校入学手続の機会等を利用して、麻しん及び風しんの定期接種（第2期）の接種機会があることを周知するとともに、積極的な接種勧奨を行うことができれば、接種率向上に大きく寄与することと思料されます。

このため、貴職におかれては、都道府県教育関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、対象者のうち接種を受けていない者及びその保護者に対する情報提供及び積極的な接種勧奨の協力方について、特段の御配意をお願いしたくよろしくお取り計らい願います。

○厚生労働省ホームページ

- ・麻しん・風しんについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou21/index.html

- ・麻しん風しん予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/hashika.html>

○国立感染症研究所ホームページ

- ・麻しんについて

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>

- ・風しんについて

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>

参 考

感感発0221第5号
感予発0221第2号
令和6年2月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課長
（ 公 印 省 略 ）

麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な勧奨等について（依頼）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長に対し、教育関係部局における保健衛生関係部局と連携した情報提供及び積極的な接種勧奨の協力方について依頼したところです。

つきましては、貴職におかれても、教育関係部局と連携しつつ、引き続き積極的な接種勧奨に取り組まれ、接種率目標（95％）に到達するよう、よろしくお取り計らい願います。

○厚生労働省ホームページ

- ・麻しん・風しんについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou21/index.html

- ・麻しん風しん予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html>

○国立感染症研究所ホームページ

- ・麻しんについて

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>

- ・風しんについて

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>